

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻66号 93/10 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 11月17日(水)AM10~12 申立証言(深沢) 芦屋市役所東分庁舎2F
12月17日(金)PM15~17 処分者側反対尋問

生徒が最大の被害者と怒りの鈴木証言 処分本質をつき、反対尋問の意図を崩す

市芦救援会事務局

去る一〇月八日、前回に引き続き申立人鈴木先生の証言が行なわれました。松本教育長就任後の「教育改革」について、市芦の入試における定員内大量不合格が、「低学力の生徒は高校に来るな」として、とりわけ障害児を切り捨ててきたこと。そして、高校進学率が一挙に五割も切り下げられ公立高校として地域に開かれてきた市芦の門戸を閉ざしていった実態が証言されました。

さらに、学内においても「校長権限の確立」と称して、民主的學校運営が次々とつぶされていく中で、教師の大量処分が学校の教育力を著しく低下させ、多くの生徒の学習意欲を奪い中退に追いやっていった姿が明らかにされました。

処分者側寺内代理人による反対尋問は、形式的な校長権限のふりまわしと、市芦教育があたかも特殊な存在であったかの如き印象を与えることに終始していました。教育現場に関してあまりにも無知で低俗な尋問をくりかえしたため場内の失笑をかう有様でした。

さて、審理の翌九日には救援会総会・反彈圧闘争七周年集会を開き、多数の支援の方々の参加をいただきました。誠にありがとうございました。誠にありがとうございました。(集会詳細は次号掲載)

次回審理は組合役員に対する停職処分に関して深沢先生の証言が行なわれます。多くの方々の傍聴参加を要請いたします。

も／く／じ

第53回公開口答審理報告

生徒の心と気持ちを開いていく(下) 申立人 鈴木紀之 2

活動日誌<抜粋>/10

第五三回公開口頭審理報告

生徒の心と気持ちを聞いていく (下)

申立人証人 鈴木 紀之

在間弁護士(以下、在間と略)
松本教育長の標榜したいいわゆる「教育改革」ということで、市芦についてはどのようなことが行われましたか、代表的なことについて述べて下さい。(定員内大量不合格、そのやり方、意味するところ)

鈴木 まず、入試において「定員内で大量の不合格者」を出したことです。一九八七年には三三名、一九八八年には二五名にのぼります。市芦のレベルアップということで勉強の出来ない子は高校へ来るな!ということですが、大量不合格を出すのは松本教育長就任後の最初の入試である一九八七年の入試においてですが、彼はその前年の一九八六年一月二月の芦屋の教育を聞く会(甲一〇二号証)での発言で、「芦屋の教育のレベルが低いといわれるのは、今年の市芦の生徒でいくと芦屋の三中学の生徒の全部のシリから一三〇人なら一三〇人、ぴちっと市芦へ入っています。こういう人たちが受験した成績が出てくるから芦屋

は、低い低いとなる。芦屋は勉強の遅れとる子がみな公立の試験をうけとるわけですわ。何も全員が悪いのではない」と言っています。つまり、成績の悪い子が市芦へ来ているから芦屋の評判を落とされている。評判を取り戻すためには成績の悪い子は公立高校へ入れないというのです。誰に目を向けた「教育改革」か、がここに示されているようです。勉強の出来ない子、勉強の遅れている子への蔑みというか、犠牲にして当たり前という発想があります。彼の言葉でそれを「入試選抜の適性化」というのです。このことを校長に対して指示します。

異様な合否判定
合否判定は校長権限ということですが、松本教育長の就任以前に市芦で定員内の大量不合格ということは一度もありませんでした。「定員内大量不合格」を出すため、一九八七年、八八年の合否判定のやり方は従来とは

た障害児、親、家族にとつて、共に育った仲間のある地域の高校への進学が開けたことはなによりも生きる支えでした。この間、五十名の障害生が市芦を卒業し、現在九名の障害生が元気良く学校に通っています。また、小・中学校に在籍する多くの障害児とその親も、進学保障制度をよりどころに市芦への進学を強く望んでいます。

しかし、市教委は「十五年間進学保障制度を実施してきたが、教育効果があがっていない」との理由により進学保障制度をはじめ、市芦教育の全面的見直しを発表し、昨年来、障害生の別室受験の撤廃、障害生を含む大量定員内不合格、十一名の加配教員の全廃を行い、進学保障制度の廃止する旨の発言を繰り返している。

市教委は、昭和五十五年五月の「広報あしや」第三四四号で「障害を持つために人間としての評価が低くなり、差別されることが許されてよいはずはありません。まして、教育を受ける機会が不当に閉ざされるべきではありません。本市では、今後とも後期中等教育の保障について積極的に努力して行きたいと思

います。」という姿勢を示し、障害児の後期中等教育の保障を公表されてきました。それは、全国的にも例を見ない画期的なものであり、私たちは誇りにさえ思ってきました。この十五年間、市芦へ通い続けてきた五十

大きく異なっていました。従来は、小規模校ですから当然のことに学校において、教員全員で議長は教頭がつとめる合否判定会議を持ち、あらゆる角度から議論を尽くし、校長が最終的に決裁していました。ところが、一九八七年の入試では数名の判定委員を校長が任命し、仕事上の委員を当人に行く先も告げず、食事に行くと言って校長が校外へつれ去り、翌朝まで家族にも居場所を知らせることを禁止された状態で合否判定会議は行われました。判定会議の内容については永遠に秘密だ、と守秘義務違反は処罰の対象との脅しをかけられ、秘密厳守の誓約書に署名させられ、判定委員は蒼白な顔で翌朝帰校しました。翌年も合否判定委員は教育委員会へ召集され、誓約書に署名させられてから、タクシーに乗せられて秘密の場所へ運ばれて合否判定委員会が密かに行われたということです。異様な判定会議というほかありません。

当然一九八七年の定員内大量不合格ということへの反響は大きなものでした。不合格者について中学校の先生が語っていたことが今も、耳に残っています。「私の中学で不合格にされた生徒の半数は奨学生であり、部落出身生徒も朝鮮人生徒も切られている。障害生も落とされている。障害生のNが卒業式で、「市芦へ行ってがんばります」と言ったのをみんな涙して聞いたばかりなのに、

名の障害生の必死に生きてきた姿、親・家族の気持ちは、在校生の父親が語った次の言葉にすべて込められています。「私とこの子は、情緒障害児です。中学校時代は登校拒否が始まり、それがこうして家庭内暴力も引き起こすようになりました。それに、いじめられもして、もう大変でした。市芦に入学してから一日も休まず学校に行っています。本人の努力もあつたと思えます。市芦教育のおかげだと思えます。文化祭の時、ルナ・ホールで障害研の劇を見て、親として涙が出るほどうれしかった。多くの人の前で、マイオールドケンタッキーホームを歌ってくれた。あの、自閉的な子が、と思うと非常に喜んでいます。市芦には人を大切に、弱い者を大切に育てていく風土があります。そういう教育がなくなるとしたら黙っていられます。市芦は弱い子も普通の子と同じような状態の中で自立を促していく、社会に入っていく力をつけていくいちばん良い環境だと思います。こんな良い学校があることを芦屋は日本中に誇るべきだと思えます。」

点数だけで評価されたら、私たちの子どもは生きて行けません。私たちの子どもにも生きてきた歴史は確かにあるのです。その歴史の中で、本人の頑張りが力は点数では決して計りきれません。私たちの子どもにとって学力とは生きる力です。自分の主体的な欲求の

障害児とその親の願い

進められる「教育改革」に対する不安や批判は引き続き続いていますが、その一例を引きます。市内の小・中学校の障害児とその親、市芦卒業生および在校生の親らが松本教育長に出した「進学保障制度の存続および、障害児の後期中等教育保障について(申入書)」という文書があります。一九八八年一月に市長、教育長に出されたものです。

そこには次のように述べられています。「地域の高校で教育を」という障害児の親の願いと進学保障制度の取り組みが結び付き、十五年が経過しています。それまで遠方の養護学校か、在宅かの選択を余儀なくされてき

た障害児、親、家族にとつて、共に育った仲間のある地域の高校への進学が開けたことはなによりも生きる支えでした。この間、五十名の障害生が市芦を卒業し、現在九名の障害生が元気良く学校に通っています。また、小・中学校に在籍する多くの障害児とその親も、進学保障制度をよりどころに市芦への進学を強く望んでいます。

高まり、それを実現しようとする意欲こそ大
事なのです。そして、それは同世代の子ども
たちとの育ち合いの中でこそ身につけていく
のです。市芦はそれを正面から受け止めてく
れています。そのことを何よりも喜びとして
共に育ち合う教育が行われている学校です。
私たちの子どもは、そうした中で生きる意志
と意欲を励まされてきました。

私たちの子どもにも高校時代、生きていく
手ごたえを作ってやりたい。それが、はるか
に卒業後の人生を生きていく上で大きな力と
なるにちがひありません。にもかかわらず、
市教委は進学保障制度を廃止しようとして
いる。「市芦を進学学校にする。そのためには
手のかかる子、勉強の出来ない子は切り捨て
る」これが市教委の方針でしょうか。十五年
間市芦へ通い続けてきた五十数名もの障害生
たちの必死で生きてきた姿、それを支えてき
た親・家族の姿を一切消し去るつもりですか。
進学保障制度がなくなる時は、私たちの子ど
もを含めて、すべての子どもの高校教育が完
全に保障された時でしかないはずですよ。」と
し、「障害児を含め、ひとりひとりを大切に
する教育の原点にたち帰り、障害児の中等教
育保障の制度的支柱である進学保障制度を存
続し、障害児の高校進学を保障すること、定
員内不合格者を出さないこと」を申し入れて
います。

しかし、ここにある願いも、一九八八年度
入試で一顧だにされません。

一連の定員内大量不合格がどのような結果
をうんだかと言え、**「進学保障制度」**が、
その理念においても実際においても廃止され
たことを意味します。障害を含む様々な社会
的差別や貧困、生活破壊などで高校の門をく
ぐることでできなかった子どもらに辛うじて
開かれていた門は再びとざされてしまうこと
となったのです。

芦屋市同対審答申において、「進学保障」
についてはその役割が評価され、さらに発展
させることが期待されていたにもかかわらず
です。

松本「教育改革」以前は九七・八％であっ
た高校進学率は一気に九五％にさがり、その
中味においても公立高校への進学率は五％ほ
ど下がり、定時制、通信制、養護学校への進
学が増えていきます。また、以後の入学者の
激減にもつながっていきます。改革前はおよ
そ一三〇から一五〇名の新入生を受け入れて
いたのが、一九八七年の一〇一名、翌年の一
〇八名と総数においても大きく減っています。
地域に開かれていた市芦はその門を閉ざすこ
ととなったのです。

在問 合否判定といった大事なことに既に
うかがわれるわけですが、松本教育長就任以

じみちを決めてきました。校長・教頭もその
立場から発言し、学校全体の総意を練り上げ
てきていたと思います。ところが、一九八六
年一月一七日の職員会議で、校長が「学校
は会社更正法下にある会社のようなもの、私
は禁治産者の立場にある」と言い、校長権限
はないも同然、と自ら語っているように、あ
らゆることについて完全に現場の職員の総意
を無視した、職務命令による学校運営に変わ
っていきます。職務命令が日常の学校運営で
常態化するというのは、いかに異常な学校運
営が行われていたか物語っています。「校長
権限の強化」という名目で、学校のあらゆる
教育活動への市教委の直接的介入が行われる
ようになったことが、職務命令による学校運
営をうんだ根本理由です。

閉ざされた会議

具体的には、職員会議は、一九八七年四月
一日に、突然それまでの職員会議規定を破棄
し、校長が必要ときに召集し、教頭が議長
をし、議案提案権も制限し、校長の諮問機関
というよりは単に相談・議論してもらっただけ
にし（第十八回前田証言）、職員への校長の
意志の一方的周知・伝達機関といったものに
かえられました。（甲四二号証）その職員が
議論し合うという職員会議は、およそ一年間

一度として開かれることがありませんでした。
この時期、学校が抱える問題も生徒が抱える
問題も山積みになっていったにもかかわらず
です。

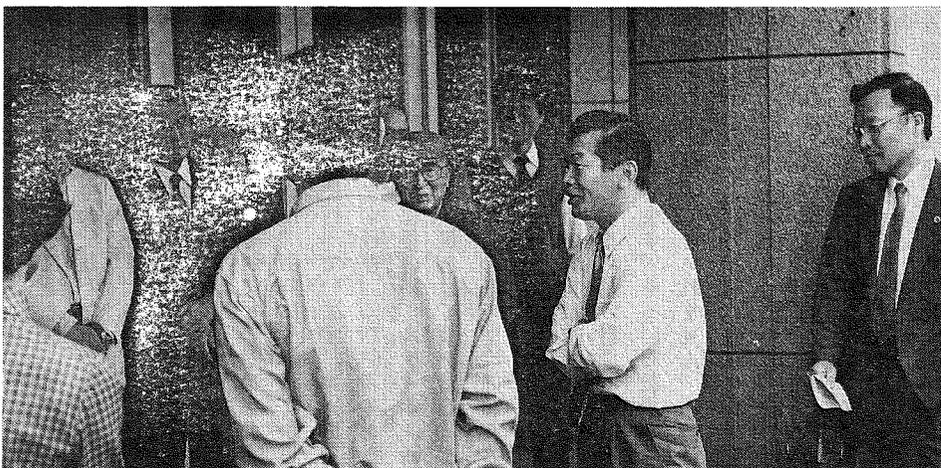
また、生徒指導上大事な学年会議について
も、従来は学年の生徒の指導に当たっている
全ての教師がメンバーとして参加し学年方針
を具体化していましたが、学年主任と担任教
師だけの会議（四、五名）とされ、他の教師
には閉じられたままとりました。その結果、
たとえば、三学年では大事な進路保障の体制
をどのように作っていたかと言え、進路指
導部の教員と三学年に所属する十数名の教員
で取り組んでいたのですが、それが進路指導
の進路担当と就職担当の二名に加えて四、五
名の学年メンバーという体制に変わってしま
いました。

いびつな校務分掌と学校混乱

さらに、校務分掌も大きく変えられました。
従来は、校長も認めているように校務分掌に
関しては、校務分掌委員会を通じて円滑に運
営され、全教員の力を引き出していたのです。
校務分掌委員会とは、教頭と公選の委員三名
で構成され、そこが全体の方針を出し、それ
に基づき全教員の意見を聞き、調整し、全体
に諮り、校長の決裁を受けるという手続きを

降、学校運営で大きく変わったのはどうい
うことですか？

鈴木 生徒にかかわる問題についてこれまで
教職員全体が討議し、その目標や具体化のす



経て校務分掌を決めていました。ところが、
一九八七年度から、教員の意向をいっさい聞
くことなく、分掌組織をつくりかえ、学年主
任、各部長、教科主任、担任、学年所属、
各教科担当、持ち時間等すべてを管理職の独
断で決めるということが行われます。それも、
非常にいびつな配置をします。

いくつか例をあげてみますと、奨学金係は
廃止され、学年主任の兼任とされています。
この年、任命された三人の学年主任は全員一
度も奨学金の係を担当した経験も奨学生指導
の実績もありません。進路指導部長には、三
等級の臨時職員があてられ、生徒部長には学
校教育法施行規則に違反を承知の上、教員免
許状を持たず、担任経験もない実習助手をあ
てられています。一二名の担任のうち二名は
半年雇用の臨時職員であり、四名は担任経験
が皆無です。四月には休職中で五月にしか復
職予定の無い教員を担任にあてるなど、いっ
つも例のないことです。前年度まで担任をし
ていた組合員は担任からはずされます。

どうしてこうしたいいびつな配置になったか
といえば、特定の教員を担任や就学保障・進
路保障など生徒を直接指導する分掌から排除
するためにとしかいいようがありません。生
徒のためにそれまでの経験や実績を考慮する
ということはいっさい出来ていません。校務
分掌配置の合理性や機能性、責任性を見いだ

すのは難しいといえます。

当然、こうした分掌はうまく機能しませんでした。学校の常識では考えられないことですが、教科内の担当や学年、持ち時間まで教科担当に相談無く割り振ったことも手伝って、校務運営の混乱はすぐに出てきます。例えば、一ヶ月近く決まった時間割も組めず、始業式が済み明日から授業だというのに教員の手に教科書も渡らない、選択授業については生徒名簿すらできず、当然教科書の指示等出来ないといった事態が生じます。つまり、実際の運営において、学校運営は大変な混乱が生じることとなります。ましてや、教員の主体性や自立性、自主性が認められない組織が活力を持つはずがありません。教員のやる気を殺し、情熱に水をかけるだけの校内人事でしたから、こうした運営が破綻するのは目に見えていました。

在間 松本「教育改革」が生徒に及ぼした影響として、入試のことが指摘されていましたが、いま一つ教育課程について聞きます。(教育課程の改悪、生徒の批判、そのもたらした結果)

鈴木 教育課程は、従来は、各教科会議、学年会議、カリキュラム委員会、教務部会を経て何度も討議され、最終的に職員会議で決定

りやすいし、楽しかったので前の授業にもどしてください」「鈴木先生をはじめ七人の先生を戻して時間講師の先生の授業をやめてください」と率直に訴えています。一年生の一言で目立つのは、「わけないで」「生徒をくするしめるな」「基礎と発展はいやだ」というように、能力別編成に強い拒否感を持っています。二年生は「一年の時の授業がわかりやすかった。前の授業にもどしてほしい」「先生をばやく戻してほしい」がほとんどです。すべて「教育改革」の目玉である教育課程が、いかに生徒の実態と声を無視し、苦痛しか与えなかったか証言されています。

この教育課程は生徒のつながりを断ち切り、生徒の学習意欲を失わせ、授業を混乱させ、勉強嫌いを作りだしただけだといえます。

「高校の教育課程に耐えられる者」として、定員内大量不合格者を出して入学させた生徒の卒業率は大幅に低下します。それに、大学進学を目玉とし、受験知識の詰め込みに効率的だとされた改革でしたが、改革前は二〇から三〇名が進学していたのに、改革一回生は七名、二回生は四名である。四年生大学はいずれも二名であるといった結果をうみました。市教委の尺度から言っても、「教育改革」がいかに市芦の教育力を低下させたか明かです。改革の為に、大量の教員を減員した結果は、何よりも学校の持つ教育力の著しい低下とし

され、市教委に報告されていた。しかし、一九八七年度については、既に大綱が以上の機関を経て決定され校長も承認し、一九八六年七月にそれに基づき教科書の注文済みであったにもかかわらず、校長の側から一九八六年一〇月一七日に決定済みの教育課程を破棄し、一切の会議を開くこと無く、何一つ職員に知らせること無く、市教委の命令として「職務命令」により新しい教育課程が出されました。

教育課程の編成や生活指導の方針などそれ自体教育内容を規定する全校的教育事項は、職員会議を開催し全教師の十分な討議が必要だと考えられるが、一九八七年度のような例は市芦に赴任以来一度もない異例なことでした。

一九八七年度の新しい教育課程は従来とどのような点で大きく異なっていたのかといえば、名目は画一的な硬直的なものをあらため、それぞれの個性を尊重し、進路に応じた選択制や能力別クラス編成を取り入れる、いうことでしたが、内容はよその市立高校(伊丹市)の借り物でした。

従来の教育課程は、生徒の状態や教員配置を十分検討し、基礎的なしかも幅広い学力を身につけるためクラス全員が必修する科目を中心に組まれていました。そのことはクラスのまとまりや人間関係を大切に学習活動が出来、教科学力だけでなく人間的成長にも

てあらわれている。そのため、生徒の活力が急激にうしなわれ、いまままで辛うじて切り開いてきた進路も閉ざされていったのです。

在間 一連の松本教育長下の市教委のやり方について述べて下さい。

鈴木 芝田前教育長時代とは際違った違いがあるように思います。芝田教育長は現場との対話を大事にし、あくまで対話による協調と前進を目指しましたが、松本教育長のそれは初手から「問答無用」の権力をかさにきた乱暴なやり方といえます。「教育改革」特に学校改革は、全教職員の一致した意志と熱意がないとやれません。生徒の実態を明らかにし、その願いを探りながら、時間がかかるにしても、話し合いの積み重ねの中で理解と共感を広げ、一つの意志と方向が見いだしていくのです。上からの命令では、その時その場は動いたようにみえますが、一人ひとりの教員の主体的参加なしに本物になりません。七〇年代の学校改革は、教員の徹底した話し合いで相互信頼と各教員の主体性を確立していったことです。現場と教育行政の間でも、話し合いによる相互理解と信頼形成が進んでいきました。仮に、教育委員会の方針が変わってやるにしても、学校改革をするのに現場の教員との意見交換を一切無視してやることは、教

役立つものでした。三年になると、進路に応じた選択科目の学習があり、進路に十分対応出来ました。ところが、おしつけの教育課程は、何よりもクラスを解体してしまい、そのことにより生徒と生徒の人的つながりの中で行われてきた学習活動が破壊され、授業中の生徒の掌握が難しく、生徒にとって好結果をうむものではありませんでした。

先生を戻せ！市芦を戻せ！

当の生徒達が新しい教育課程をどのように受け止めていたか、書証甲五九号証を示します。「学校改革やめて」「以前の授業に戻して」という見出しの新聞記事ですが、一人で、あるいは何人かで、あるいはクラスが揃って、今までも再三再四、生徒が改善を訴えてきていたが、いわばその集約と言えるものです。書証甲二二五号証を示します。これは、市長および教育長に出された嘆願書です。

この嘆願書は、生徒会がよびかけ、それに二年生の全員および改革一回生である一年生の三分の二が署名しています。三年生は既に卒業を目前にしていたから、除外されています。ここには「ぼくたち二年生全員が思っているし、これから入ってくる生徒のためにも一日も早く前の市芦に戻して下さい」とあります。「前の授業、前の先生の方がわか

員の教育権の無視という根本的問題に違背するだけでなく、実効ある改革とはなりえません。現場の教員こそ、生徒の実態や、その願いを聞き取るのに最も近くにいる存在なのですから。

在間 松本教育長の組合への態度について証言して下さい。

鈴木 甲二二八号証(週刊教育プロ)を示します。教員や組合への中傷と誹謗に満ちた文書です。率直な組合観がうかがわれます。頭から組合を敵視し、「当時教育長であった私は、教育正常化のためには日教組と対決する姿勢をとっていました」「私が教育長に就任したときは、組合加入率は九六多位でしたが、私の在任中に七五%まで減りました。(在任中はまさに組合との死闘の連続だったと聞いておりますが)そりゃあ大変でした。」と続け、「どうしようもない教師を芦屋から放り出しました」「私は教育長になって最初の人事で市内の学校の管理職を全員代えました」「早い話、すべて私学にしてしまったらいいのです」「人気の無い学校はほとんど廃校にすれば、税金の節約になるし、親は喜ぶし、子供も真剣になるし・・・」と語っています。およそ、公教育にたずさわった者の言とは言えるものではないのです。

教育者の発言とは思えません。松本教育長の同僚のひとりから、「松本が芦屋にきてまじりたことは二つある。一つは、今は芦屋のマンションは売れへんが来年四月からは高う売れるようにしたる。」というような話を聞くことがありました。その人の本意がどこにあるか知りませんが、これは案外事柄の本質をいぬいた正確な言葉かもしれない、この記事と合わせて思います。

在間 松本教育長時代の市教委のやり方を今回の一連の処分との関連で総括的に言えばどうなりますか？

鈴木 申立人らの学校からの排除が処分の狙いであり、そのため身分保障の拠り所となる組合を弾圧したといえます。申立人らが特定されたのは、ただ生徒の実態や願いにアンテナを張るゆえに、改革に対して異なった意見を持つ教員集団とみなされたのでしよう。特定は一九八六年にすでにされていたのです。そのことは「井上教頭メモ」(甲二七号証)で明かです。このメモは一九八六年の九月二六日以前のすぐ近い時に書かれた物で、教員が色分けされています。

メモによる教員の分類は、学年、教科、経験年数、校務分掌など校務運営とは相関関係がありません。あえていうなら、組合活動や

同和教育に積極的な関わりを持った人という物差しで分類されています。三グループに分類されていますが、証人を含めて分類されているグループの教員がほぼすべて強制配転されています。他のグループからはそのような例はありません。

従って、定数条例の改正は、過員状態を作り出し特定の教員を選択的に排除するための強制配転を、過員解消という大義名分で偽装するための改正にしかすぎません。口実となつた行革大綱においてさえ、減員にあたっては欠員不補充で行うこと、事前に組合等との話し合いを前提としていたのです。

それにしても何のための「教育改革」か、ということに根本的な疑問が残ります。この間のいわゆる「教育改革」の中味とそのやり方の最大の犠牲者は子供たちであるという歴然たる事実、どうしようもない怒りがあります。

(証言に一部加筆修正。)

処分者側反対尋問

何が何でも学校長に最終決定権

寺内 代理人(以下、寺内と略)

職員会議の件について、「一種の相談機関

鈴木 教員としての教育権もあるわけですから、合意してつみ上げていく上で、学校として対応していくと。

寺内 事柄によっては学校の意志が代表されていないから学校長が決められない場合もあると。

傍 みえみえのひっかけやな!

鈴木 それは論議をつくしていくということ。

加配教員実態は全国を歩いて調べたのか

寺内 進学保障制度について、当時県下で同じような制度をもった学校はありますか。

鈴木 正確に市芦と同じではありませんが、近いものとして姫路の飾磨高校があり、その後、県の入試要項の中で、

寺内 いえ、いいです、当時のことで、それ以外には、

鈴木 一九七〇年代はないかと。

(その後、複数担任制、とり出し授業、奨学金、進路保障に関して質問、すべて市芦以外のとりくみと比べて、市芦があたかも特殊な学校であったかのような印象を与えようと寺内は画策したが、生徒指導として各校でもとりくみが当然なされていたと反論)

寺内 加配教員について、「全県的にも全国的にもさまざまな形でなわれていた」とありますが、何かレポートをみていわれているの

か、全国の実態をあなたが歩いておっしゃっているのか。

傍 アホな尋問するなよ(笑)

鈴木 組合の文書で知りました。

井上メモは「落としもの」

寺内 本日の証言の「井上メモ」の件ですが、これはいつ、どこで、どういう風にして入手されましたか。

傍 出た! いつもの手!(笑)

鈴木 正確にいつかは憶えてませんが、学校の印刷室のゴミ箱というか、そのへんで拾得されたということで教員が組合に届け出られました。

寺内 拾ったということは、学校には拾得係の人はいないんですか。

傍 貴重品か!(笑)

鈴木 組合の会議をしている所へ届け出がありましたので。

寺内 それは誰のものかということの問題になったのですか。

鈴木 はい。

寺内 誰のものということになったのですか。

傍 警察へでも届け出というんか!

鈴木 井上さんが書かれたものかなと。

寺内 その根拠は何ですか。

鈴木 字体が井上さんと。

で、最終的にはすべて校長決裁ですすめられていた」ということでしたが、その後はかわつたと。当時、他の公立学校の職員会議がどういう運営をされていたかお調べになったことがあるのか、ないのか。

鈴木 とくに調べたということはありません。寺内 県立芦屋高校ではどうでしたか。

鈴木 細かな規定までは知りませんが、教職員がいろんな意見を出しあって決めてたと。

寺内 職員会議の法的性格についてはいろんな説がある。相談機関、諮問機関、補助機関とか、県芦はどういう位置付けでしたか。

鈴木 実態として職員会議がどういう機能を果しているかということが現場にとっては大きい問題ですから、教育課程、生徒指導などについて全員の意見を聞いていくというような実態があるのかどうかということが大事なことです。

寺内 しかし、学校運営は最高責任者が校長であるということはお存知ですね。そこでの職員会議の位置付けがどうかというのは関心があってしかるべきだと思いますが。

鈴木 基本的には、学校長が最高責任者であるということ、学校の意志を代表する、その意志決定の過程がどういものかということとは別です。

寺内 すると学校長に最終決定権があるということはお認めになるんですね。

寺内 井上さんに、これはあなたが作ったものかどうか確認されましたか。(笑)

鈴木 いいえ。

(組合員をグループ別けして強配したメモだけに気になって仕方がない寺内君。しつこく尋問するが、「落としもの」だったら届出なさいと言っても手遅れなんですよ)

教育課程をどう決めるかも校長の勝手

寺内 教育課程の最終決定権はどなたにあるんですか。

鈴木 市教委です。

(新人の手前、はりきろうとニンマリ寺内君)



寺内 学校の方との関わりはどうですか。
 鈴木 学校で編成し、市教委へ提出する。
 寺内 学校長が編成し、市教委の承認をもら
 うということですね。(乙第一六号証「芦屋
 市立学校管理運営規則」)
 鈴木 はい。

寺内 どういう形で集約するかということは
 学校長が決めて、それで、教科会議なり学年
 会議なりではかり、意見を聴した上で決める
 という形をとるのか、職員会議で決めていく
 という方法をとるのか、これは学校長がお決
 めになっていくんですね。

鈴木 教育課程については、全員の教師が参
 加してねられていく。どこの学校でも教科会
 議、学年会議、教務会議を経て最後に職員会
 議を経て、学校長が編成手続きをするのが常
 識かと思えます。

時間割は、たかが紙キレ一枚

寺内 異動の件で、いわゆる条例改正に伴う
 過員ということが大きな異動理由で、一方で
 教育実践をどうしていくかということの中で、
 ある意味で従前とちがった方法をとるわけ
 ですから、先ほどいわれたような、名簿が作成
 されなかったとか、そういうことはある程度
 やむをえないという風にはお考えにならない
 のですか。

傍 生徒の前でも同じことを言うてみる!!
 鈴木 それは非常にいびつな形で校務分掌配
 置をし、その結果引きおこされた混乱ですよ。
 寺内 引きおこされたというか、議会で条例
 改正がされて、過員になって、地公法上から
 いくと免職ということにもなりうる中で、
 傍 おどかしてるつもりか!!

寺内 そんな中で異動という形で、カリキュ
 ラムの編成に多少の混乱は当然やむをえない
 ことだと思いませんか。

傍 何を居直っとんや!

鈴木 正常な学習活動について大きなマイナ
 スの打撃を与える事柄について、従前に万全
 の配慮を加えて条件整備することは当然の
 ことで、少々の混乱はやむをえないという考
 え方は行政がとるべき立場でない。

傍 異議なし!!

寺内 時間割が四月いっぱい組めなかったと
 いう話ですが、授業がおこなわれなかったと
 いうことですか。

鈴木 どういう授業を担当し、準備をしてい
 くかということがわからないということ。

寺内 時間割表、いわゆる紙ができてないと
 いうこと。

傍 紙とはどういうことや! もっと学校の
 ことを勉強して言えよ!! (笑)

鈴木 生徒にとって明日どんな授業があるの
 か、教師にとっても準備もできない状態だ。

活動日誌 (抜粋) 1993.8.17~10.31

- 8・17~21 兵高教・韓国全教組との交流の
 旅に参加。
- 19 事務局会議。
- 21 法対会議。
- 24 事務局会議。
- 25 第五二回市芦公平審。
- 9・8 事務局会議。
- 10 分執会議。
- 17 事務局会議。
- 21 事務局会議。
- 24 芦屋地労協ボーリング大会。
- 27 事務局会議。
- 28 通信No.65発送。
- 29 法対会議。
- 10・2 納教諭和解報告集会に参加。
- 4 事務局会議。
- 5 関西争議交流会定例会に参加。
- 8 第五三回市芦公平審。
- 9 市芦救援会総会・反彈圧闘争七周年集會。
- 13 対市教委交渉(市芦勤務時間)
- 23 兵高教阪神・尼崎合同支部教研。
- 27 事務局会議。
- 28 狭山再審闘争勝利芦屋市民集會・デモ。
- 30 兵高教県立神戸支部教研。進路交流会。